

## 水害から人命を守りたい

No.63

国土交通省

税制優遇

支援の名称

## 浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る 特例措置

制度の  
趣旨・背景

平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、近年甚大な水害が全国各地で頻発しており、今後、気候変動により更なる降雨量の増大や水害の頻発化・激甚化が懸念されている。

これに対し、あらゆる関係者が協働して流域対策を行う「流域治水」を推進するため、特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法の計画認定制度に基づき、民間事業者等により設置された雨水貯留浸透施設に対し、税制による支援を講じることにより、当該施設の整備促進を図る。



上部がオープンの場合



地下貯留の場合

制度の  
内容

### ■特例措置の内容

流域内の浸水被害を防止・軽減させるため、特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法の計画認定制度に基づき、民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設に係る固定資産税について、課税標準を1/3を参酌して1/6～1/2の範囲内において市町村の条例で定める割合とする。

### ■特例期間

3年間（令和3年1月1日～令和6年3月31日）

対象と  
なる方

特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法の計画認定制度に基づき設置された雨水貯留浸透施設の所有者

問い合わせ  
先など

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課

TEL：03-5253-8455

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部流域管理官付

TEL：03-5253-8432

国土交通省 水管理・国土保全局 水資源部水資源政策課

TEL：03-5253-8386